



## 小規模事業者も経営力向上計画で収益改善を実現しよう！

経営資源が乏しい小規模事業者には、「新製品・新サービス等の経営革新計画」の策定に取り組むことはハードルが高かったが、平成 28 年 7 月に施行された「中小企業等経営強化法」においては、中小企業・小規模事業者等のいわゆる「本業（既存事業）での稼ぐ力の強化（＝経営力の向上）」を目的としており、「取り組み易い」スキームとなっている。

具体的には、国が、生産性向上に役立つ取組みをわかりやすく提供し（「事業分野別指針」の提供）、生産性を向上させるための「経営力向上計画」を策定、認定された事業者に対して税制面や金融面で支援することが定められている。

平成 30 年 1 月現在、46,351 件が認定されており、業種別には製造業 22,471 件、卸・小売業 3,616 件、建設業 8,590 件等となっている。

「事業分野別指針」（現在 15 事業分野）においては、業種毎の現状認識、課題、目標、経営力向上に関する指針等が事業規模別にまとめられている。例えば「製造業」では、従業員の多能工化及び機械の多台持ちの推進、継続的な改善提案の奨励、老朽化設備の更新、IT の導入、「外食・中食業」では、国産食材の活用による高付加価値化、食材ロスの把握と抑制、POS 導入等が盛り込まれている。

また、生産性等の指標として、「ローカルベンチマーク」が用意されており、点数と A~D ランクで自己評価できる。認定申請書は A4 全 2 ページの構成で、記載項目は、事業分野別指針名、実施時期、現状認識、目標（労働生産性）、実施事項等計 7 項目となっており、そう多くの負担はないと思われる。

小規模事業者における「経営力向上計画」策定の事例を紹介しておく。多品種小ロットの機械部品を受注生産している金属加工業者（従業員 15 名）。リーマンショック時の赤字転落からは回復したが、バブル期の不動産投資の含み損により依然債務超過の状態、収益性も低下傾向にあり、ローカルベンチマーク評価では 15 点の C である。主な改善策は、①生産管理システムの導入、②バーコードリーダー導入による顧客別製品別の収益性把握、③納期遵守率と原価管理の向上。これにより、収益性の良い顧客と製品群の受注、各工程での段取り最適化／付帯作業の低減／仕掛在庫の圧縮等が見込まれ、労働生産性を 3 年間で 3.2% 向上させる計画である。取組みの進展と共に、実際に原価低減の効果も出始めている。

小規模事業者においても生産性の向上は喫緊の課題である。「中小企業等経営強化法」をうまく利用することにより、「稼ぐ力の強化」がさらに期待される。

（執筆者：EMC（協） 中小企業診断士 和田 武史）

※ JRS 経営情報の中から、次のコンテンツを参考にしてください。

- 小規模事業者も経営力向上計画で収益改善！ . . . . . (2017-0788)
  - 経営力向上計画の概要と活用方法について . . . . . (2017-0786)
  - 経営力向上計画の作成の手順とポイント . . . . . (2017-0787)
  - 労働生産性と付加価値の改善 . . . . . (1152-0258)
- ( ) 内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。またお探しの情報が不明な場合はご連絡ください。（☎0120-89-0240）